

令和3年7月 鳥取県
コロナ禍打破！事業者向け緊急支援策
県市町村合同オンライン説明会

日時：令和3年7月7日（水） 開演14：00
主催：鳥取県



事業継続支援

【事業継続支援】

業種不問！固定費にも使える！加算で最大50万円！！

<対象者> 県内中小企業など（個人事業者含む）

新型コロナウイルス感染症の拡大により経営上の影響を受けた業種を幅広く対象とします。

<応援金>

売上規模に応じて一事業者あたり

20万円～40万円

売上規模（月平均）	交付額
20万円以上50万円未満	20万円
50万円以上200万円未満	30万円
200万円以上	40万円

<要件>

事業収入（売上）が

30%以上減少（※）

していること

※令和3年1月～5月までの任意の3ヶ月の売上平均額が、前年又は前々年の同平均額と比較して30%以上減少。

◎ さらに、「新型コロナウイルス安心対策認証店」を取得している場合、
認証店加算分として**店舗数×10万円**加算！

【新規創業支援】

コロナ禍での新規創業を全力応援！！

＜対象者＞ 県内中小企業など（個人事業者含む）

＜応援金＞

一事業者あたり

10万円

＜要件＞

令和2年4月1日から

令和3年5月24日までに新規創業し、

事業継続期間が3か月以上あること

【申請期間】令和3年9月30日まで

コロナ禍打破特別応援金コールセンター（商工労働部内）

TEL **0857-26-7971** 開設時間8:30～17:15 *土日祝日も対応します。

緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和に係る「月次支援金」

2021年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う「飲食店の休業・時短営業」や「外出自粛等」の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者への支援金。

<給付額>

一事業者あたり **※月毎に給付**

上限 **20万円/月**

(個人事業主は**10万円/月**)

<対象>

月間事業収入（売上）が

50%以上減少

した事業者の皆様

ポイント①：緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること(※)

(※) 2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴い、同措置が実施される地域において、休業又は時短営業の要請を受けて、休業又は時短営業を実施している飲食店と直接・間接の取引があること、又は、同措置が実施される地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けていること

ポイント②：2019年比又は2020年比で、2021年の月間売上が50%以上減少していること

- ★給付要件を満たす事業者であれば、業種や所在地を問わず給付対象となります。
- ★一時支援金を受給している場合、申請手続きが簡単になります。(事前確認不要、提出書類軽減)
- ★「旅行客の50%以上が対象措置地域内から来訪している地域」であることを示す統計データとして、県商工政策課ホームページに参考データを添付しています。(※月毎に緊急事態措置等の対象地域は異なります)

【申請期間】 4月・5月分：6月16日～8月15日、 6月分：7月1日～8月31日、 7月分：8月1日～9月30日

【お問い合わせ先】月次支援金事務局[相談窓口] TEL：0120-211-240 (IP電話から：03-6629-0479)



事業展開支援

新型コロナ克服特別金融支援事業

コロナ融資を令和3年9月末まで延長します

資金使途	運転資金、設備資金、借換資金
融資上限額	3億円
融資利率	売上高の減少が15%（個人事業主の場合は5%）以上の場合 当初5年0%、6年目以降1.43% 売上高の減少が5%以上15%未満の場合 当初5年0.7%、6年目以降1.43%
保証料	10年間0%
融資期間	10年以内（据置5年以内含む）

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により売上が減少した県内中小事業者等

※セーフティネット保証4号・5号または危機関連保証の認定を市町村から受ける必要があります

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL：0857-26-7249 FAX：0857-26-8117

県内企業連携による新基幹商品・サービス創出支援補助金

複数事業者連携による、社会の需要の変化に対応する新商品・新サービス開発を支援します。

<補助金>

500万円

(補助率 **3分の2**)

<対象事業>

複数の県内中小企業者等が連携して行う、
新型コロナウイルス感染症拡大後の需要の
変化を踏まえた新商品又は新サービスの開発

※グループ企業は除く

【対象事業者】

県内中小企業者等

※県内中小企業等以外との連携も対象になりますが、最低県内中小企業等2社以上の連携が必要です

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL : 0857-26-7988 FAX : 0857-26-8078

県内企業多角化・新展開応援補助金

コロナ禍により経営的な影響を受けた事業者のみなさまの多角化・新展開につながる取組を支援します。

< 補助金 >

100万円

(補助率 **2分の1**)

< 対象事業 >

- ① 事業実施方法の転換
- ② 新分野への進出
- ③ 新型コロナに対応する新商品・サービス開発

【対象事業者】

新型コロナウイルスの影響により経営的な影響を受けた県内中小企業者

(申請前直近1年のうち、任意の3か月の売上が、コロナ以前の同月比30%以上減少)

【担当部署】

商工労働部 **企業支援課** TEL : 0857-26-7988 FAX : 0857-26-8078

県内DX加速化推進事業補助金

生産性向上や製品・サービスの高付加価値化等に向け、DXにかかるシステム整備と人材育成を一体的に行う県内企業を支援します。

【対象事業者】

＜補助金＞

500万円

(補助率 2分の1)

県内
製造業

＜対象事業＞

外部専門家等の助言を受けて、県内IT企業と連携してシステムを導入し、DX推進人材を育成する取組

業種
問わず

50万円

(補助率 2分の1)

県や支援機関等が実施するDXの関連講座等を受講して、システム導入等を行う取組

【担当部署】

商工労働部 産業未来創造課 TEL : 0857-26-7244 FAX : 0857-26-8117



雇用支援強化

雇用調整助成金（特例措置）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年4月30日までを期限とされていた雇用調整助成金の特例措置が、**一部内容を変更し、8月31日まで延長**されています。

※雇用調整助成金・・・新型コロナの影響等経済上の理由で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業・教育訓練により労働者の雇用維持を図る場合に、休業手当等の一部が助成されます。

※（ ）は解雇等を行わない場合の企業への助成率です。

特例措置の内容

企業等種別		令和3年4月まで	令和3年5～8月
中小企業	原則的な措置【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (9/10) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	—	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		
大企業	原則的な措置【全国】	助成率2/3 (3/4) 上限15,000円	助成率2/3 (3/4) 上限13,500円
	業況特例(前年又は前々年同期比30%減)【全国】	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円	助成率4/5 (10/10) 上限15,000円
	地域特例(時短要請への協力事業者)		

※教育訓練を行った場合の加算金・・・2,400円（中小企業） 1,800円（大企業）

厚生労働省HP⇒



【担当部署】鳥取労働局 職業対策課 TEL：0857-29-1708 FAX：0857-22-7717

鳥取県雇用維持教育訓練経費補助金

雇用調整助成金の支給決定を受けた教育訓練に係る経費を支援し、アフターコロナを見据えた人材育成を支援します。

<補助上限額>

一事業者あたり **100万円/年度**

<補助率>

対象経費の **2/3以内**

<対象経費>

教育訓練に係る以下の経費

講師謝金、講師旅費、教材費、会場使用料、機器等使用料、受講料、従業員旅費（外部機関実施分へ派遣の場合のみ）
オンライン講座経費（パソコン購入、システム導入等）等

※システム導入費、備品購入費は75万円が上限

【対象事業者】

雇用調整助成金の支給決定を受け、解雇等を行わない県内事業者

【申請手続き】

雇用調整助成金の支給決定を受けた日から30日以内

【担当部署】 商工労働部雇用人材局 産業人材課 TEL : 0857-26-7224 FAX : 0857-26-8169



感染対策

感染予防対策推進補助金(宿泊施設、理美容業等)

事業者が、新型コロナウイルス**感染予防対策ガイドラインに準じた**取組を継続的に実施するための経費を支援します。

7月30日
まで

<補助上限額>

一事業者あたり **20万円**

(複数店舗は**店舗数を乗じる**)

<補助率> **1/2**

※飲食店のパーティションのみ9/10

↑6/30までの購入分

<対象経費> ※ 消耗品は対象外

- ・感染予防対策に必要な経費 (パーティション、非接触型体温計、CO2モニターの購入、
- ・換気扇の設置等の工事を伴う設備改修等)

対象業種が
拡大されました

【対象店舗・事業者】

飲食店、宿泊施設、理美容所のほか**小売業などの接客を主とする店舗**

【担当部署】

生活環境部くらしの安心局 **くらしの安心推進課** TEL : 0857-26-7159 FAX : 0857-26-8171

宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金

県内宿泊事業者による感染防止対策及びワーケーションのスペースの設置等の前向き投資への支援します。

<募集期間> 令和3年7月6日から8月31日まで

<補助対象>

(1) **感染症対策に資する物品の購入等**

- ・感染症対策に要するサーモグラフィ等の必需品の導入費用
- ・感染症対策の専門家による検証費用 等

(2) **前向き投資（新たな需要に対応するための取組）に要する経費**

- ・マイクロツーリズム、ワーケーション等に対応したコンテンツ開発、施設改修
- ・非接触チェックインシステムの導入 等

<補助対象期間>

令和2年5月14日～令和4年1月31日

<補助上限額>

1施設当たりの客室数に応じた上限額

客室数	上限額
1～9室	200万円
10～29室	300万円
30～49室	500万円
50室～	750万円

<補助率> 3/4

【補助金交付対象者】

県内宿泊事業者（旅館業法の許可を受けた者。ただし、社会福祉施設及び店舗型性風俗特殊営業を営む者を除く。）

※住宅宿泊事業法や国家戦略特区法に根拠を有する民泊は対象外

【事業実施者】

鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局

【問い合わせ先（土日祝日除く）】

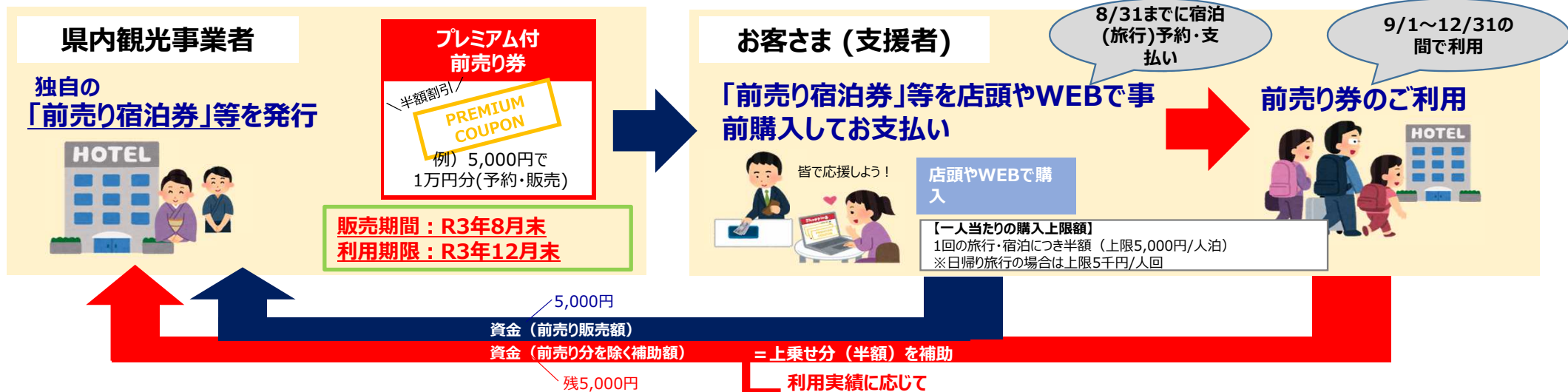
鳥取県宿泊事業者新型コロナウイルス感染防止対策事業補助金事務局 電話：0857-36-9670（時間9:30～17:00）



需要喚起

鳥取県民向け新型コロナ対策お楽しみ券応援事業

➤ 新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた県内の旅館・ホテル、旅行会社が**県民向けに販売する「前売り宿泊券（県内旅行券）」**の発行にかかる経費の一部を支援します。



半額分のプレミアム相当額を国が支援



【担当部署】 交流人口拡大本部 観光交流局 観光戦略課 TEL : 0857-26-8406



米子市 新規支援策

よなごを元気に！飲食店応援事業

以下の条件で飲食店を利用された方を対象とし、会計額から**500円を割引く**キャンペーンを実施し、飲食店の利用を喚起します。

<割引条件>

- ①1人あたり1,000円以上の会計額
- ②4名以下での利用
(同居等により常日頃対面している人で構成されたグループ)

<対象店舗>

以下のうち参加手続きを行った店舗

・新型コロナ安心対策認証店

…累計50万円まで割引可

・新型コロナウイルス感染予防対策協賛店

(接待を伴う店を除く) …累計10万円まで

【担当部署】

米子市経済部商工課 TEL : 0859-23-5219 FAX : 0859-23-5354



その他 継続支援

「食のみやこ鳥取県」お届け応援事業

県産農林水産物をお届けする等、コロナ禍における
巣ごもり需要の獲得を目指した需要喚起を促す取り組みを支援します。

＜補助上限額＞

一事業者あたり

20万円

＜補助率＞

1/2

＜取組例＞

- ・ダイレクトメールの作成・発送、
- ・チラシの作成、
- ・地域メディア等への広告出稿
- ・送料優待キャンペーン 等

＜対象経費＞

- ・チラシ、DMの作成費、発送料
- ・広告出稿費
- ・新聞折り込み費用
- ・事業者が負担する送料(県内在住者から
県外への送付、BtoCに限る) 等

【対象事業者】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた**県産農林水産物およびその加工品を販売する事業者**

※食のみやこ推進サポーターに登録していること。(食のみやこ推進サポーター・県産農林水産物やその加工品等を積極的にPR、販売している事業者)

※「新型コロナ安心対策認証店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛店」「新型コロナウィルス感染予防対策協賛オフィス」のいずれかであること。

【担当部署】 商工労働部兼農林水産部市場開拓局 **食のみやこ推進課** TEL：0857-26-7807

コロナリスク対応型事業継続補助金

感染対策・セキュリティ対策経費を支援！ （全業種対象）

- <上 限 額> 一事業者あたり **50万円** ※下限額30万円
<補 助 率> 対象経費の **1/2**
<対象経費> 感染対策経費・テレワーク導入経費 など
<対 象 者> 県内中小企業※BCPの策定が必要

随時受付中

※予算に達し次第
受付を終了します

例えば、こんな経費が対象です

- ・テレワーク導入のためのリース料
- ・換気対策設備の導入費
- ・3密回避のための改修費
- ・セキュリティ対策ソフト・システムの導入費
- ・共有クラウドサービスの利用料 など

この他、感染者が発生した際の
消毒費用も対象になります

※保健所からの指導に基づき実施するもの
※補助金額が10万円以上であること

【担当部署】鳥取県商工労働部商工政策課
TEL:0857-26-7987 / FAX:0857-26-8117

セミナー
参加者
限定!

簡単診断で自社の**リスク**を**早期発見!**

企業リスク
診断サイト

【トリB】先行公開!

- ☆鳥取県が初めて導入する、**企業向け**の**リスク診断サイト【トリB】**の先行公開を行います!
- ☆【トリB】では企業が抱えるリスクを「**自然災害**」「**新型感染症**」「**情報セキュリティ**」に分け、それぞれのリスクについて**インターネット上で簡易に診断することができます。**
- ☆診断結果は**回答項目に応じた点数**と、**リスクに対するアドバイス**が表示されます。

[開催日程]

令和3年7月14日(水) 13:30~15:00

※**BCP普及啓発セミナー**と合わせて**オンライン**で実施します

★参加者特典!★

- ①**企業リスク診断サイト【トリB】の先行体験!**
- ②**診断結果をもとに、BCP専門家による無料個別相談(アドバイス)の実施!**

↓申込はコチラから↓



[問い合わせ] 鳥取県商工労働部商工政策課(担当:林)

Tel:0857-26-7565 Fax:0857-26-8117 E-mail:shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

経済対策予算ワンストップ相談窓口

県・国支援策の補助金・支援金等の申請支援など、県ワンストップ相談窓口『コロナに打ち克つ！経済対策予算ワンストップ相談窓口』(県内3箇所)で引き続き相談対応します。

県社会保険労務士会・県行政書士会・中国税理士会県支部連合会と連携し、専門家が窓口にて個別相談対応

相談件数 **40,000件以上!**
[令和3年7月2日現在]

専門家による **個別相談 約600件!**
[令和3年7月2日現在]

<東中西部3箇所にワンストップセンター>

ご予約窓口 (平日 8:30~17:15)		
東部	東部ワンストップセンター (鳥取県商工労働部内)	0857-26-7538
中部	中部ワンストップセンター (鳥取県中部総合事務所内)	0858-23-3985
西部	西部ワンストップセンター (鳥取県西部総合事務所内)	0859-31-9637

- 「月次支援金」の申請相談等、
国・県の支援策に対応
- 社会保険労務士、行政書士、
税理士による支援サポート

完全予約制(個別相談)
専門家が丁寧にご相談に応じます!

ワクチン接種しやすい環境整備のお願い

各事業所におけるワクチン接種しやすい環境づくりにお取組ください

ワクチン接種や接種後に従業員が体調を崩した場合などに活用できる休暇制度等の創設

- <例>
- ・ワクチン休暇の新設
 - ・既存の病気休暇等を活用
 - ・ワクチン接種の時間を勤務にみなす など

事業所としての方針・取扱いを明確にし、従業員に示す

- <例>
- ・従業員には積極的にワクチンを接種してほしいというメッセージを発出
 - ・希望する従業員が気兼ねなくワクチン接種できるよう配慮することを明示 など

【担当部署】 商工労働部雇用人材局 雇用政策課・とっとり働き方改革支援センター

TEL : 0857-26-7229 FAX : 0857-26-8169

詳しくはこちらをご覧ください→ <https://www.pref.tottori.lg.jp/297999.htm> (鳥取県HP)



ご視聴
ありがとうございました